

平成26年

かすみがうら市議会第3回臨時会会議録 第1号

平成26年8月8日(金曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	来 栖 丈 治 君	9番	佐 藤 文 雄 君
2番	小 倉 博 君	10番	中 根 光 男 君
3番	川 村 成 二 君	11番	鈴 木 良 道 君
4番	岡 崎 勉 君	12番	小座野 定 信 君
5番	山 本 文 雄 君	13番	矢 口 龍 人 君
6番	田 谷 文 子 君	14番	藤 井 裕 一 君
7番	小松崎 誠 君	15番	山 内 庄兵衛 君
8番	加 固 豊 治 君		

欠席議員

16番 廣 瀬 義 彰 君

出席説明者

		環境経済部長	
市 長	坪 井 透 君	(併) 農業委員会	根 本 一 良 君
		事務局 長	
副 市 長	石 川 眞 澄 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	会 計 管 理 者	高 田 忠 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	水 道 事 務 所 長	田 崎 清 君

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長 君 山 悟
〃	補 佐 乾 文 彦
〃	係 長 小 池 陽 子
〃	係 長 杉 田 正 和

議事日程第1号

諸般の報告

日程第 1 議席の指定及び一部変更について

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第50号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第51号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について

1. 本日の会議に付した事件

諸般の報告

日程第 1 議席の指定及び一部変更について

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第50号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第51号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について

開 会 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

ただいまから平成26年かすみがうら市議会第3回臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（鈴木良道君）

この際、諸般の報告を行います。

議員の異動についてご報告申し上げます。

去る7月13日のかすみがうら市議会議員補欠選挙において、来栖丈治君並びに小倉 博君が当選されました。

したがいまして、かすみがうら市議会議員の現員数は16名になりましたので、ご報告を申し上げます。

次に、委員の選任について報告をいたします。

今回当選された議員の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により、議長において、来栖丈治君並びに小倉 博君を総務委員会委員に任命いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

この際、来栖丈治君並びに小倉 博君に対して仮議席を指定いたします。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

日程第 1 議席の指定及び一部変更について

○議長（鈴木良道君）

日程第 1、議席の指定及び一部変更についてを議題といたします。

今回当選された来栖丈治君並びに小倉 博君の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長により定めることとなっております。

よって、来栖丈治君の議席を 1 番に、小倉 博君の議席を 2 番にそれぞれ指定いたします。
続いてお諮りいたします。

ただいまの 2 名の議席の指定に伴う議席の一部変更につきましては、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、お手元に配付いたしました議席表のとおり変更することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 03 分

再 開 午前 10 時 05 分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、補欠選挙により当選された議員兩名をご紹介いたします。

初めに、1 番 来栖丈治君をご紹介いたします。

来栖丈治君、登壇願います。

[1 番 来栖丈治君登壇]

○1 番（来栖丈治君）

7 月 13 日の市議補欠選挙におきまして、運よく当選の栄に浴しました来栖丈治と申します。

これまでの経験を生かしながら、地域住民の安心な暮らしや幸福な生活のため、市政を微力でありますが、進めていきたいと存じます。

若輩でございますので、皆様方のご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げまして、就任の挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(拍 手)

○議長（鈴木良道君）

2 番 小倉 博君を紹介いたします。

小倉 博君、登壇願います。

[2 番 小倉 博君登壇]

○2 番（小倉 博君）

同じく 7 月 13 日に補欠選挙で皆さんの仲間入りというか、この場に立つことができました。自分もまた来栖議員と同様に、生まれたときから千代田村で、そしてかすみがうら市になって、いつも自分の足元を見ながら生きたつもりです。青年団活動を通して、またスポーツの仲間を通じ

て、いろいろなところから自分の足元を見つめながら生きてきました。これからは60年、還暦を迎えて、また改めて自分の人生を考えたときに、何かもっともっと自分の足元を見つめて、よりよい生活がなんていうことを考えながら生きていきたいと思って、今回決断したわけです。

未熟な者ではございますけれども、皆さんとともによりよいかすみがうら市を目指して微力ではございますけれども、私の力の限り尽くしていきたいと思っています。今後ともよろしく願います。

(拍手)

○議長（鈴木良道君）

この際、市長 坪井 透君から発言を求められておりますので、これを許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

本日、平成26年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ともにご多忙の中、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、去る7月13日執行のかすみがうら市議会議員補欠選挙におきまして、見事当選を果たされました来栖議員、小倉議員に心からお祝いとお喜びを申し上げます。

一方、私もこのたびの市長選挙におきまして、多くの市民の皆様方の温かいご支援とご支持をいただき、再び市政をお預かりすることとなりました。

まことに光栄に存じますとともに、この場に立ち、改めて責任の重大さを痛感し、市民の皆様のご期待にお応えをしなければと強い使命感で身の引き締まる思いでございます。

今後市政運営を進めていく中で、ごみ処理施設の広域化の問題を初めとする重大な課題に取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様方には、今後ともご指導とご鞭撻を心からお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木良道君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第88条の規定により5番 山本文雄君、6番 田谷文子君、7番 小松崎 誠君を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（鈴木良道君）

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 4 議案第 50号及び議案第 51号

○議長（鈴木良道君）

日程第4、議案第50号及び第51号の2件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました、議案第50号及び議案第51号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第50号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

本案は、茨城県医療福祉対策要綱等の改正に伴い、小児医療福祉費支給対象者の県補助対象年齢が拡大となるため、本条例を制定するものです。

次に、議案第51号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更についてご説明を申し上げます。

本案は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置根拠条文である地方自治法の規定が改正されることに伴い、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を変更するものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、順次議案の趣旨説明を求めます。

初めに、市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

それでは、まず私のほうから議案第50号 平成26年度かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、県の医療福祉費支給制度、いわゆるマル福制度が本年10月診療分から拡充されることに伴いまして、本市の制度を県補助事業と同じ取り扱いとするように改めるもので、施行日は県と同じ10月1日とするものであります。

なお、昨年1月から本市が単独事業として実施しております特例児童、小学4年から中学3年生までにつきましては、名前を小児と改めるとともに、今回県補助に該当しない中学生の外来分につきましては、市単独事業として継続してまいります。これによりまして、中学生の受給者証は県事業対象のものと市単独事業の2枚が必要となってきますが、被保険者が支払う医療費は従前と何ら変わるものではございません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

次に、消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

議案第51号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について趣旨をご説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）により、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置根拠条文であります地方自治法第252条の2第1項の規定が第252条の2の2第1項に改正されることに伴いまして、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約第1条を変更するものでございます。

施行日につきましては、地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条第1号に規定する規定の施行の日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第50号及び51号の提案説明並びに趣旨説明が終了いたしました。

これより議案に対する質疑を行います。

9番 佐藤文雄君より質疑通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

おはようございます。

それでは、質疑通告をいたしておりますので、まず1つですね。これは一問一答なんで、1つずつお尋ねをいたします。

当市は所得制限を行っております。そして、この拡大された県の助成についても所得制限があるわけでありましたが、この所得制限そのものについての具体的な説明をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

あらかじめ皆様のもとに資料をお配りしてありますので、この資料に基づいてご説明いたします。

それでは、ただいまの佐藤議員の質問にお答えいたします。

所得制限の具体的な数値については、小児特例児童につきましては、父または母の所得が401万円未満となっておりますが、扶養者1名につき30万円が加算されるものであります。また、妊娠婦につきましては、本人または配偶者の所得が401万円未満となっておりますが、こちらにつきましても扶養者1名につき30万円が加算されるものとなっております。ひとり親家庭につきましては、母または父と子の所得が309万6000円未満となっておりますが、扶養者1名につき38万円が加算されるものとなっております。重度心身障害者につきましては、本人の所得で520万9000円未満となっておりますが、扶養者1名につき38万円が加算されるものとなっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

確認しますけれども、この所得制限は今父及び母との所得が401万円未満というふうになっておりますが、この所得制限というのは世帯の年収で判定するわけじゃなくて、夫婦のうち年収の高いほうで判定するということよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

議員お見込みのとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

所得制限の所得という、なかなかわかりにくいところがあると思うんですね。一般の給与のサラリーマン家庭なんかでは大体どのぐらいの収入が想定されているのか。この401万円未満というのは大体どのくらいかお答えできますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

この401万円を総収入に直しますと約568万円ほどになります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ということは560万円のサラリーマンの方以上は所得制限にひっかかるということでございますね。

次に、ゼロ歳から小学校3年生まで及び拡大となる今度は小学校4年生から中学3年生までの所得制限によるマル福対象者の人数と全体の占める割合、またそれに関連するものがあれば説明をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

それでは、お答えいたします。

先ほど皆様のお手元にお配りした資料に基づいてご説明いたします。

まず、この26年6月末時点ではありますが、ゼロ歳から小学3年生までの所得制限によりマル福対象外となっている人数はこちらの表にもございますように、629名となっており、その対象者に対する割合は18.48%となっております。また、小学4年生から中学3年生までの所得制限

によりマル福対象外となっております人数はこちらの表にありますように、561名となっており、その割合は26.47%となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

小児、いわゆるゼロ歳から小学校3年生までが629人で、全体が18.48。特例児童の今度拡大される小学校4年生から中学校3年生の所得制限は561人で、26.47と。小学校4年生から中学校3年生のいわゆる特例児童の率が高いということは、やはりその収入が年齢の関係でもって高くなっているという実態があるというふうに想定されるんですが、そういうことでしょうかね。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

そのようなことになるかと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それと、この前の全協で説明がありましたが、この今回の県の要綱の10月改正に伴うマル福の影響について若干説明していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

今回のマル福県の拡大による影響ですが、歳出で言うと市単独で持っておりました特例児童の分566万2000円ですが、こちらが県補助になりますので、歳出のほうはそれがそのまま県のほうになるということで変わりはありません。

また、歳入につきましては、新たに県のほうから293万円ほど来ますので、その分歳入がふえるということになります。あくまでもこれは10月改正から3月までの半年間の試算となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

歳入では293万円が増額される。歳出では566万2000円が減額となるというふうな理解で、それは10月からということでございますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

減額にはならず、そのまま市の分が歳出は県の補助対象に変わるという、スライドするだけの話で、歳出については一切変更はございません。歳入が293万円ふえるだけの話となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、所得制限を撤廃した場合は、どのくらいの市の持ち出し分があるのか、その点について説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

平成25年度の給付費をもとに試算いたしますと、現在の小児の所得制限者の分の給付費予測は約1550万円になります。また、今回補助対象となりました小学4年生から中学3年生の所得制限者分につきましては約730万。そのほかにも妊産婦が170万、ひとり親が約50万、マル福全体で申しますと市の持ち出し額は所得制限を撤廃した場合、総額で2500万円程度になるかと予測されます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

2500万程度が所得制限を撤廃した場合に持ち出しになるということのようですが、そうするとこの市の財政の支出が566万減額というふうになりましたよね。これはどういうふうな計算するかちょっとここをよく説明していただきたいんですけども、市の持ち出し分が2500万、これ年間ということになるかなと思いますが、この全協での趣旨説明も含めて実際にはどのくらいの積算になるのか。その持ち出し分が今度の、県の助成によって収入、支出それぞれ減額または増額になっていますので、その点についてはどういうふうになっているのか。自己負担なしの完全無料化にするためにはどのくらいなのか。この点についてご説明できますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

先ほど申しました290万が県の歳入がふえまして、それが半年ですので、1年間とすればこの倍で、約580万円の県の歳入がふえます。それに伴って、今ご説明いたしましたように、市の持ち出しが2500万程度になりますので、所得制限を撤廃した場合、約1900万ほど市の持ち出しがふえるという計算となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

年間約1900万あれば、これをやれば自己負担なしの完全無料化が中学校3年生卒までできるというこの確認でよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

自己負担につきましては1人600円ほどの自己負担は……

[「2回」と呼ぶ者あり]

○市民部長（板垣英明君）

2回ですね。それはかかってきます。そちらについての所得制限の完全撤廃と、そちらの問題はまた切り離して考えるべきかと考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

今自己負担が1回600円、それが2回までで1,200円と、この自己負担があるんですよね。これを撤廃するという、これはこれまでいろいろな議論を議会でされました。そのことによって中学校までは拡大はしたけれども、自己負担、これは撤廃は難しいということだったんですね。でも、自己負担を撤廃するわけにはいかないということで自己負担は市として助成すべきだということで今は所得制限がされているわけです。そうすると、この自己負担の600円、2回まで1,200円、これを完全になくすまでは幾らなのかというのは出してないんですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

そこまでの実際協議というのはまだいたしておりません。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

私の質問は所得制限撤廃した場合に、市の単独持ち出しは幾らかというのは、これは完全無料化のことを指して質問していたんですね。時間の問題があるでしょうから、次、私はこのことについては一般質問をしたいと思いますので、それまでに準備していただければよろしいかと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君の質疑を終わります。
以上で通告による質疑は終了いたしました。
そのほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第50号及び第51号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、議案第50号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第50号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第50号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第51号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成26年かすみがうら市議会第3回臨時会を閉会いたします。

慎重なご審議まことにご苦労さまでした。

閉 会 午前10時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 鈴木 良 道

かすみがうら市議会議員 山 本 文 雄

かすみがうら市議会議員 田 谷 文 子

かすみがうら市議会議員 小 松 崎 誠